

# 宋代の弓箭社に就いて

長 部 和 雄

- 一、序 言
- 二、弓箭社之宋代初見
- 三、弓箭社之組織及職能
- 四、弓箭社之隆替
- 五、弓箭社發生之環境並其持續原因
- 六、弓箭社之一般郷兵化並保甲化政略
- 七、弓箭社郷兵化政略失敗之原因
- 八、結 語

## 一、序 言

支那は古來自治制度の完備した國であつた。殊に唐宋以後に於てさうである。有高博士(平凡社版東洋歴史大辭典支那社會自治制度)は支那自治制度の沿革を歴史的に考究して、次の二種類に分類せられて居る。其の第一は、純然たる人民の自發的自治制であり、第二は、官憲の指導又は保護の下にす

る受動的の自治であると。而し其の發達の順序から云へば、前者が後者に先行するものと、私は考へるのであるが、猶ほ之は研究の餘地有る所であらう。

今茲に弓箭社と云ふのも、自治制の一種であつて、宋代河北京東地方の山谷近き處の州縣に、自警を目的として民間に自ら發生した郷兵の一例である。亦湖南地方には郷社なるものあり、福建地方にも巡社なるものあつて、孰れも弓箭社と異名同種のものである。之等は有高博士の云はれる第一の部類に屬す可き者であるが、時期に應じては第二の部類に轉化せしめんとせられた。併し總じて以て社名を冠むる郷兵は、悉く前後終始一貫して、他の一般郷兵と趣を異にせる如く思はれるので、斯る點を聊か闡明せんと企てたのが此の小論の目的に外ならな

い。

有高博士は、第一の實例は民間の些事の如くであるから、當事者は固より官吏も多く之に就き書き殘さなかつたものと見えると云はれ、那波博士の「唐代の社邑に就きて」の中にも、從來支那に於ける自治的結社に就いては知られる所極めて寡いとある如く、都べて自治制の詳しい有様を史上に遺す所極めて尠い。この弓箭社の場合も其の例に漏れず、他の郷兵譬へば義勇とか弓箭手とかに較べて、著しく史料に乏しいのである。

## 二、弓箭社之宋代初見

却説、宋史兵志郷兵一の冒頭に、多數郷兵の名稱が列舉せられ、其の最後に河北等路弓箭社と見える。此の項の説明は、主として熙寧三年の滕甫の言と、元祐八年の蘇軾の言とから成り、滕甫の言の最初の書き出しに、

弓箭社河北舊有之熙寧三年十二月知定州滕甫言  
河北州縣近山谷處民間各有弓箭社云々

とある。之と同様の記載が續資治通鑑長編(卷二百)熙寧

三年十一月乙卯之條にも

知定州滕甫言臣竊謂……今河北州縣近山谷處

民間各有弓箭社云々

とあり、之等は當時最も弓箭社の多數分散して居た地方である定州の長官爲りし知定州滕甫が語る中に見える所で、恐らく之が宋代史乘に弓箭社名の顯はれた初見であらう。

## 三、弓箭社之組織及職能

次に弓箭社の組織乃至職能に關し簡略に述べて見度い。是に私が最も啓發を蒙つたのは、那波博士の「唐代の社邑に就きて」と題する研究である。之に依り、民間の自治的交友團體である社邑なるもの、組織が明かにされたので、之と弓箭社を比較すれば、その組織職能を類推し得るのである。

(1) 弓箭社の團員——之を何と稱したかと云ふに、社邑と同様恐らく社人社戸など呼んだと思ふ。宣和七年臣僚之言に(以下特記無き時は宋史兵志)  
(郷兵一弓箭社之項に據る)

詔並依奏梁揚祖落職兵器並拘入官弓箭社人依已  
降放散

と云ふし、亦

高陽關路安撫司言大觀三年弓箭社人依保甲法

と見えて居る。猶ほ建炎の頃福建地方の巡社を記した所

に(宋史兵志  
召募之制)

比年寇盜剽劫居民土豪備私錢集社戶防捍云々

とあり、之は弓箭社に關する記事ではないが、社戸と云ふ名稱は總べての結社に共通であつたのではなからうか。

其の數は蘇軾の元祐八年十一月の言に次の如く記されてゐる。

自來團結弓箭社五百八十八社六百五十一火共計

三萬一千四百十一人

(2) 弓箭社の幹部——之も蘇軾の言に

衆所服者爲社頭社副錄事謂之頭目云云

とあり、社邑の場合、社官社長社老と呼んだのに相對して居る。社長と云ふ名稱は、弓箭社には見えないが、巡

宋代の弓箭社に就いて (長部)

社に於ては社長と云つたことと巡社の項(宋史兵志鄉兵二)に  
熙寧以後之兵制)に見えるから、之も總べての社に共通の呼稱と想像される。

錄事は社邑弓箭社共に同様なることを知る、さうしていづれも書記役世話人なりしこと、那波博士の云はれた社邑の場合と同様、弓箭社に於ても斯くありしものと考へる。

(3) 弓箭社の規約——雇籍其の約束賞罰を増損すと蘇軾が云つて居る所より推測すれば、内規を約束と云つたらしい。さうして此の約束は、時に官府の増損する所であつたことも判る。亦私立賞罰嚴於官府と云ひ、この内規は官規よりも峻嚴であつた。

(4) 弓箭社の職能——云ふ迄も無く、郷閭の衛り、追呼迫脅に當らしむる者にて、弓箭を帶して歎き、劍を佩びて樵り、警急に遇ひ鼓を撃てば頃刻にして千人を致す可し、と云つて居り、毎歳の春長吏が其の射處に就き之を閲した。

#### 四、弓箭社之隆替

弓箭社は其の後三年を経て熙寧六年十二月に至り一度廢罷されることになつて、長編卷二百四十八熙寧六年十二月乙未之條に

眞定府路義勇保甲新法舊管疆壯人皆係鄉兵及緣邊州軍弓箭社亦籍姓名巡防把截乞並行廢罷依義勇保甲編排從之

とあり、宋史兵志鄉兵一弓箭社之項及鄉兵三保甲之項にも

熙寧六年行保甲法強壯弓箭社並行廢罷

とあり、之等に隨へば弓箭社は熙寧六年十二月以還、一先づ是に廢罷された。其の理由を索むるに、右の引用文中に明記さる如く、保甲法の實施が第一の理由である。猶ほ明記されて居る譯ではないが、次の様な事項を擧げることが出来る。

抑々宋朝では國初より、士庶の家に器甲を私蓄する

こと許されて居ない。京都に於ては、開寶三年五月之詔

(宋史兵志鄉兵四器甲之制) 出で、河東諸州に於ても、開寶四年正月(長編卷十二、同)

(上辛亥之條)に禁例が出たから、恐らく他地方に於ても、

器甲の私蓄は喜ばれて居なかつたこと想像に難くない。然るに弓箭社は、一切の兵器を民自ら家に藏するものであるから、官府の意見として時機さへ得れば、之が廢罷を斷行致したかつたのであらう。其處に保甲法の實施となり、弓箭社は一時無用と考へられるに至つた爲めである。

更に今一つの理由は結社之禁に因る。此の禁例は、宋朝に於ては國初の開寶四年十二月(長編卷十二同)に發令されて居るから、弓箭社と雖も一種の結社である以上は、曩きの兵器私蓄之禁とも抵觸し、是に重ねて非合法的存在と爲るに至つた爲めであらう。

以上三箇條の理由に因り、一時弓箭社は廢罷されたのであるが、翌熙寧七年正月忽ち復舊存留せしめられたこと、長編卷二百四十九同上丁巳之條に見えて居る、左の通りである。(宋史兵志にも同様の記載有り)

詔河北西路兩地供輸戶舊有弓箭社強壯義勇之類

並存留外更不編排保甲

斯くの如く因る可き相當の理由有つて、一度廢罷され

た弓箭社が月餘を俟たず何故復舊せしめられたかといふに、宋朝が河北に屯衛せる正規軍(禁軍・廂軍)より優秀な弓箭社を利用し、邊防に當らしめんとしたこと因るは贅言を要せない。宋史兵志の語る所に依り、其の理由を求めて見よう。

第一は、弓箭社の器材の優秀なことである。其の證據は知定州蘇軾の元祐八年十一月の言中に

北邊久和河朔無事沿邊諸郡軍政少弛將驕卒惰緩急不可用武藝軍裝皆不逮陝西河東遠甚云々

とあつて、此の後に續けて

今河朔沿邊弓箭社皆是人戶祖業田產官無絲豪之

損而措軀捍邊器甲鞍馬與陝西河東無異云々

と云つて居る。

第二は弓箭社人の驍勇なことである。熙寧七年復舊後

の實況を記した所に

今雖名目俱存實其實用不逮往日

と云へる反面

見今州縣全藉此等寅夜防柙灼見弓箭社實爲邊防要用

其勢決不何廢

とあり、猶ほ此の後にも

近日霸州文安縣及眞定府北皆皆有北賊驚劫人戶

捕盜官吏拱手相視無如之何以驗禁軍弓手皆不得

力云云

と續けて居る。之等は孰れも熙寧七年の蘇軾の言であるが、弓箭社人の實質は、熙寧三年當時に較べて些か低下したとは云へ、禁軍弓手に比すれば、猶ほ遙かに優つて居ること明白である。

第三は養兵費の減免といふことである。申す迄も無く王安石の施政方針であつた召募兵を廢し保甲に代へしめんとするものは、此の養兵費之減免の爲めであつたこと云ふ迄もない。併し弓箭社を廢して保甲に編排することは成功しなかつたけれども、固より弓箭社は召募制でなかつたのであるから、其の儘に存置せしめても養兵費の減免と云ふ目的には添ひ得た譯である。前の蘇軾の言に

今河朔沿邊弓箭社皆是人戶祖業田產官無絲豪之

損

と云つて居るので明確であらう。

右の様な事情の爲め、弓箭社の廢罷は不可能となり、其の儘存留せしめられたが、其の後官府の意圖の如く、健全な發達を遂げ邊防捍禦の役に立つたかと云ふに、否と答へざるを得ない。今より弓箭社發生の動機に溯り、其の變遷の經過を辿りつゝ、失策の跡を糺して見よう。

### 五、弓箭社發生之環境及其持續原因

第一第二第三第四各節では、弓箭社の外郭並びに其の外形上の變遷を叙述したが、以下第五第六第七各節に互り、其の實質上の推移に就いて究めて見度い。其の爲めには、先づ弓箭社を育成した環境即ち宋代支那社會が有する特異性、主としてその兵制との關係を考覈して見る必要がある。

支那社會の如く、悠久の昔から國軍を信賴出来ない様に馴されて居る所では、何時の時代、何れの地方を限り、特に自衛の必要有つたなど、云ふ様なことは、何人と雖も斷言し得ない譯であるが、強いて其の著しき例を索め

るならば、特に盜賊の横行激しき地方とか、羌狄の入寇熾んな地方とかに、先づ指を屈せざるを得ない。

前者の例としては、古今東西を問はず、全支那各地方に跨る地域と考へて差支へ無からうが、就中宋代最も甚たしき地區として、史乘に比較的豊富に遺る所は、河北京東兩路を始めとし、南方の湖南福建兩地方が之に次いで居る。蘇軾が論河北京東盜賊狀(東坡文集事略卷三十三)と云ふ奏議を上つたのを見ても、此の實情は判るであらう。

後者の例としては、申す迄も無く契丹の入寇を被つた河北地方と、夏賊に惱まされた陝西地方とを擧げなければならぬ。

弓箭社發生の環境を仔細に點檢すれば、大概右の二つの場合を分つことが出来るが、前者の場合は今日より、遺憾乍ら餘り多くを知る事が出来ない。何故ならば、盜賊の跳梁の如きは、支那としては極めて普通の狀態であるから、民間に之に對する自衛團の發生することなども特筆す可き事件でないため、第一節に云つた如く、多くを書き殘さなかつたのであらう。纏かな例ではあるが第

一節に引用した際甫の言に見えて居た、河北州縣山谷に近き處弓箭社有りと云、亦或は之は弓箭社ではないが、弓箭社と異名同類の者と覺しき郷社なるもの、存在が、建炎以來朝野雜記甲集卷十八に

高熙七年春言者奏郷社之擾請盡罷之事下安撫司

已而師臣辛幼安言郷社皆雜處深山窮谷中其間思

實狡詐色色有之但不可一切盡罷

とか云つて居るより推考せば、之等は孰れも、交通意の如くならず、軍の屯衛地からも遠く、最も盜賊から自衛するの必要に迫られて居た場合に發生したものであつたと云ふ可きである。猶ほ亦福建地方に忠義巡社と云ふ名稱で残つた福建保伍なるものに關しても、同じく建炎以來朝野雜記甲集卷十八に

福建保伍郷村自相團結而立豪戶爲首領所以備盜

閩中人素勇悍在熙寧間有槍仗手五千餘人建炎初

嘗用之紹興後廢建炎元年八月又用張誠伯言置諸

路忠義巡社其制甚備紹興初言者以爲擾民遂罷惟

福建獨存

とあるに依ると、之等は悉く盜賊に備へるために團結された自衛團たることを自ら語つて居る。殊に湖南福建の兩社に於てさうである。併し郷社の中には、忠實なる者の外に狡詐なる者も有り、巡社の中にも民を擾す者も有つて、紹興の初め福建以外の諸路に置かれた者以外は、之を廢罷せしめたと云へるを觀れば、或は山窩の如き性質を帯びた者も混つて居たと考へられる。

次に後者の場合を稽ふるに、強ひて兩者の區別を立つると雖も、實は前者の場合と峻別出来ない事が多い。何故かと云へば、弓箭社は河北河東に發生したものであるから、兩者の場合を兼ねて結社されたものである。

然るに何を以て、私は敢へて兩者に區別を附して考へるかと云へば、夫れは同じく羌狄の入寇熾んな爲め、自衛の必要に迫られて居た地方であつても、弓箭社の發生を見た地區と然らざる所とがあるので、今少しく此等の場合に就いて詮鑿致し度いと考へた爲めである。

河北に於ける弓箭社發生の第二の場合の理由として元祐八年十一月知定州蘇軾の言に見える所では

今河朔西路被遼州軍自澶淵講和以來百姓自相團結爲弓箭社云

であつて、其の結社の時期は、眞宗の景德以後と察せられる。而し之より以前、長編卷三十七雍熙三年四月乙卯之條に

是役也邊民之驍勇者競團結以襲敵或夜入城壘斬取首級來歸上聞而嘉之曰此等生長邊陲嫻習戰鬥若明立賞格必大有應募者乃下詔募民有能糾合應援王師者資以糧食假以兵甲禽敵中酋豪者隨職名高下補署獲生口者人賞錢五千得首級三千馬上等十千中七千下五千平幽州後願在軍者優與存錄願歸農者給復三年自是應募者益衆

とあり、實は澶淵之盟約以前、太宗雍熙三年、契丹大入寇の際に團結されたことが判り、曩きに隣市が、弓箭社舊有之と云つたのは、正に此の時期を意味して居る。而し右の長編の記載は、弓箭社と明記されて居ないのであるから、私は恐らく、之は將來義勇と稱する河北隨一の郷兵と成る可き強壯をも含ませて、之等が未分の狀況を

記したものでなからうかと憶測する。猶ほ此の兩者の關係は、更めて後述すること、しよう。

是で少しく脇道に這入るが、宋代邊防に當つた諸軍は、周知の如く中央直隸の正規軍たる禁軍の外に、郷兵保甲等があつた。郷兵の種類は夥しく多數に昇つて居るが、河北に置かれた者は弓箭社の外に、忠順強人砦戶強人弓手強壯義勇等である。抑々郷兵存在の意義は、禁軍の如き招募兵にては徒らに養兵費のみかさむばかりにて實用に立たず、之を民兵に代へんとした所に存すること、喋々する迄もない。而し總て總て之等は、保甲に迄進化す可き性質の者であつたから、保甲法の施行と同時に、之等の郷兵の多くは保甲に合流したのは當然であり、弓箭社も一時之に倣はしめられたこと、既に説述した通りである。所が保甲法は完備するに至らなかつたのであるから、諸郷兵は略ほ原と通りに復り、弓箭社も復舊した。此の間に於て、他の禁軍郷兵保甲等が實質上相似た者であつたにも拘はらず、獨り弓箭社のみは之等と趣を異にした自治組織の自警團としての特異的存在であつた。斯



る事情を明かにするには、禁軍郷兵保甲等の無力な點を指摘するに如くはない。

第一、禁軍が恃む可き者でなかつた事は、今更新らしく説く必要なからう。嘉祐七年御史唐介の言(宋史兵志 召募之制)に、此歳等募禁軍多小弱不勝鎧甲とは有名なことである。

第二、郷兵は戸籍より選ぶ者と、召募による者との二種類から編成され、初期に於ては、原則として前者を以て充て、居るが、應て殆んど召募者を以て充てる様になつたから、其の實禁軍と殆んど距りが無い。今例を河北に於ける郷兵の代表と見る可き義勇にとつて考へて見よう。

宋史兵志郷兵二河北河東陝西之義勇の項に、義勇は慶曆二年河北河東の強壯より選び、並びに民丁より鈔つたと云つて居るが、司馬光の義勇第四劄子(溫國文正公 集卷三十一)には、臣竊見河河北陝西河東自景祐以前本無義勇云とあるより推して、其の始は景祐頃迄朔り得るだらう。扱て此の義勇の質に關しては、治平元年宰相韓魏の言(宋史兵志 郷兵二義勇之項)に、今之義勇河北幾十五萬河東幾八萬勇悍純實出於

天性と云つて、宛然義勇兵らしき精銳さが窺はれる様にも見えるが、慶曆二年の最初から、涅手背(兵志郷兵二義勇之甲、反同)保甲(司馬光義勇第四劄子 溫國文正公集卷三十一)とあつて、其の取扱ひは禁軍に準ぜしめて居る。随つて其の實質を稽へて見ても、實は韓魏の言の如くならず、寧ろ司馬光の義勇第五劄子(溫國同馬 文正公集 卷三十一)に謂つて、三路の郷兵數十萬と云ふは虚數である、閔教して精熟と見えるも外貌である、朝廷の意志は唯其の数の多きを求めるに止り、閔教の日、觀る者但だ其の旗號の鮮かなこと、鉦鼓の備はれること、行列に序有ること、進退に節有ること、等を見て以て眞となすも、彼等は猶ほ聚戲の如く、若し敵に遇へば則ち瓦解星散するを知らず、とあるが實情であつた。故に郷兵と雖も恃む可き者でなかつたと云へよう。

第三、保甲に就いて考へて見よう。王安石が募兵の弊を除かんとして、元豐四年五路の義勇を改めて保甲と爲した(兵志 保甲之項)。併し元來無頼の徒の集りである募兵より優秀である可き保甲も司馬光の乞罷保甲狀(溫國文正公 集卷四十六)に據ると、又保甲中往々有自爲盜者と云ふ一節あり、亦

長編卷三七二元祐元年三月乙亥の條に御史孫升の言として、府界三路保甲患害雖均而河北爲甚者使者之罪也とあつて、之も一般良民の恃みと爲し得ない有様であつた。さうして夫れが河北に甚だ多いと云はれて居るではないか。遂に蘇軾が(長編卷三七五元祐元年四月丙申)臣近く奏して河北の保甲も禁軍に充てんことを乞ふた、と云つて居るに至つては、河北地方は、郷兵は勿論保甲迄も禁軍化して了つたのである。

斯様に禁軍は固より良民の聚りでないのであるから恃み得ず、義勇も其の實禁軍と餘り差は無いし、保甲も遂に禁軍化し、之等の患害が河北に於て特に甚だしいと言はれるのであるから、河北の弓箭社が何より意義有る存在であつたことに十分首肯出来ると思ふ。同時に亦河北之民が他地方に先んじて自衛自治の結社を爲したと云ふことにも、極めて合理的なものが有ると思ふ。

故に曩きに課題として提出した、河北地方が他の同様な環境の地方(陝西)に引き較べ、一層自治自衛の手段を施す可く迫られ、弓箭社の如き者を要した原因は、以上

の三點に存するのであるが、今更に突込んで稽へると、河北には蕃兵の備へが無かつたと云ふことに歸するのである。陝西の民が、熟戸を弓箭手と稱する蕃兵に仕立て、夏賊に對する捍禦と爲して居るのに、河北の民は吳淑の上疏に(長編卷五十五咸平四年十一月己卯)

大河之北民性勁勇皆習武技國家若獨其租賦令盡力於耕戰可以減匈奴矣河北之民每爲戎人所困者有土地不暇耕鑿有稼穡不暇收穫殺戮俘虜其辱已甚兄弟父子流離絕域人人於敵有不共戴天之仇但

無路自奮耳

と云へる如く、契丹人の入寇のため、皆自ら武技を習ひ、敵愾心の激しい民となつて居た。然るに陝西地方は所謂漢蕃相錯の地であり、河北と環境略ほ相似て居るとはいへ、熟戸生戸相統一せざる有様にて、漢人の間にも河北の民に見る如き敵意更に無く、兵事は蕃兵に委ね、殊に熙寧以來は尤も蕃兵を重んず(兵志郷兵一蕃兵司馬光奏)と云ふ譯で、李憲(兵志禁軍下元豐一六年之言)敵に臨む際は首に蕃兵を用ひ繼ぐに漢兵を以てすれば必ず成效有り、と云つて居る位であるか

ら、此の地方の漢人は自警團を形成する様な氣性ではなかつたと想はれる。

右の如く兩地の漢人の氣性は、同様の環境に在り乍ら、著しき相違を生じて居たが、何故斯る相違を生じたかを更に探索するに、そは北賊と西賊との質の相違及河北と陝西との地勢の相違に因るものである。宋祁(宋史卷二四八宋祁傳)の言葉に、西賊には銳さ寡く深入すること不可能である、河東は天險にして寇を爲すを憚る、河北の若きは然らず、蘄より其の勢力を直視すれば飯を建すに同じ、たと云ふ。以上は彼が定州に徙つた時の言葉であるが、更に續けて上言し、天下の根本は河北に在り、河北の根本は定州を鎮め賊衝を扼し國之門戸と爲すに在り、と云ふを惟へば、思ひ半ばに過ぎるであらう。兎も角河北の情況は、吳淑の上疏に云へる如く但無路自奮耳であつた。但し是に一つ、陝西涇原路の弓箭手の間にも社盟が有つたと思ふが、勿論弓箭社と呼ぶ可きものではない。長編卷四三五元祐四年十一月庚午之條に劉昌祚の言として左の如く見える。

涇原路弓箭手以家業分三等集社錢買馬云々

## 六、弓箭社之一般郷兵化並保甲化政略

宋朝の弓箭社に對する態度は、國初から之を一般郷兵化し、聽て悉く保甲に改編せんとするに在つたこと自明である。既に述べた通り、熙寧六年十二月弓箭社一時廢罷並びに翌七年正月直ちに復舊の件は、正に對弓箭社策の轉期であつて、保甲編排に失敗して以後、依然として之を一般郷兵化して存留せしめる外は無かつたと云つて宜しい。何故斯る必要有つたかと云ふに、宋朝の建前としては、曩きに云つた如く、兵器私藏並びに民間結社の禁を斷行する上には、弓箭社を全廢致し度きこと勿論であつたが、養兵費之減免、兵備之強化、と云ふ二大國策を慮る時は、輕々しく之が廢絶を下令することも叶はず、姑息乍ら一般郷兵化策を建てる外無かつたと思はれる。併し不幸にして、此の策すら十分に成功しなかつたのであるが、之は如何なることを意味するかと云へば、支那社會は既に宋代に於て、官憲の制壓を以てしても、容易

に動かし得ない迄に鞏固な自治的精神に因り、結束されて居た證據である。

以下本節に於ては主として保甲化せんとして失敗し、猶ほ一般郷兵として取扱はんとしても失策に終つた顛末を述べて見よう。

弓箭社を如何なる方法に依り、一般郷兵同様に扱はん

とせしかといふに、蘇軾が元祐八年十一月の言に  
先朝名臣帥定州者韓琦龐籍皆加意拊循其人以爲  
爪牙耳目之用而籍增損其約束賞罰

と云ひ亦其の後に

臣已戒飭本路將吏申嚴賞罰加意拊循其人輒復拾  
用龐籍舊約束稍加增損別立條目欲乞朝廷立法

少賜優異明設賞罰以示懲勸

とある通り、側面より援助する方法を採つた。此の二つは仁宗朝の事に屬するが、夙に太宗朝雍熙三年頃、弓箭社團結の初期より賞格を立てたこと、曩きに第五節の引用文中に明かである。亦其の訓練閱試の方法に就いて賤甫の言を聽けば (長編卷二一七 熙寧三年十一月乙卯)

每年春長吏就其射處勸誘閱試之緩急雖不可調發亦足以爲悍禦云々

といふ風であり、日常警備の有様も蘇軾の言では

常加拊循使三萬餘人分番晝夜巡邏盜邊小寇來即禽獲不至埋伏以生戎心

と云つた勤勞振りであつた。此の情況は熙寧六年十二月保甲編排せんとして失敗した時以前の有様を記したもので、之等に據ると弓箭社は緩急の場合調發すと出来ないが、亦以て悍禦と爲すに足ると云つて、義勇其他の一般郷兵が、時に禁軍同様に就いたのと、大いに趣を異にして居る。

此の方法をして竿頭一步進めしめたのが、弓箭社を廢して保甲に編排すると云ふ王安石の新法政策保甲法の一部であるから、斯様な民間に發生した自治組織を官憲の援助の下に自治制度化せんとする策は、固より王安石の新法に始まらず、宋朝國初よりの國策であつたこと、此の弓箭社問題の中に觀取出來る。此時の事情は、第四節に引用した蘇軾の言葉の通りであり、弓箭社保甲編排の

試みの失敗後、舊に依り悉く之を存留せしめたかと云へば、さうではないのであつて、次の如く弓箭社人をして兩丁以上を有する人戸は、保甲に兼充せしめて居る。

看詳上件兩次聖旨除兩地供輸村分方許依舊置弓箭社其餘並合廢罷雖有上件指揮公私相承元不廢罷只是令弓箭社兩丁以上人戸兼充保甲以是逐捕本界及盜賊並皆驅使弓箭社人戸用命捉

而し此以後の弓箭社は、最早昔日の如く驍勇ならずとも、猶ほよく邊防の要となり、決して廢す可からずと云ひ、左の如し。

見今州縣全藉此等寅夜防拓灼見弓箭社實爲邊防要用其勢決不可廢但以兼充保甲之故召集追呼勞費失業今雖名目俱存責其實用不逮往日臣竊謂……近日霸州文安縣及眞定府北砦皆有北賊驚劫人戸捕盜官吏拱手相視無如之何以驗禁軍弓手皆不得力

故に熙寧七年正月以後と雖も

臣已戒飭本路云云

と、既に引用した如く熙寧六年以前と同様の政策を取る外は無かつた。其の後と雖も

若朝廷以爲可行立法之後更敕將吏常加拊循使……皆循舊無所改作云云

と見えて居るし、猶ほ大觀の比になつても、保甲法に依り弓箭社人を取扱つたこと、次に示す如くである。

高陽關路安撫司言大觀三年弓箭社人依保甲法……詔依保甲格賞罰施行

弓箭社を悉く保甲に編排する策は、熙寧六年十二月より同七年正月の比を境として失敗に終り、其の後と雖も保甲法に依らしむるか、亦は一般郷兵と同様の取扱をするに努めたこと、右に累説した所で明かになつたことと思ふが、而し弓箭社は一般郷兵化して仕舞つたのではない。

然らば一般郷兵とは如何なる性質を具備せるものであるかと云ふに、宋史兵志を通して見るならば、決して郷閭を守る自治組織より成る兵團ではなく、明かに官憲の助成により國軍の一部を構成したもので、呂大忠(宋史卷三四〇)

(居大)が郷軍の代表と見做す可き弓箭手(河東)義勇を評(忠傳)して、弓箭手近於屯田義勇近於府兵と云ふは蓋し適切な見解であらう。

尤も郷兵とは如何なる者かと云ふ問題は、論者によつて其の觀點も異なる所であらうが、今迄の常識では漠然と、郷閭を衛る兵團と云ふことであらう。而し私は、仁宗朝慶曆以後の郷兵は、其の本來の資格を喪つて居ると思ふてゐる。何故かと云へば

(一) 充員の方法——禁軍は専ら召募に俟つたのであるが、郷兵は選戸と應募との二種類より成る。而し仁宗朝以後は殆ど全部に互り、應募に依り充員して居るから、此の點から觀れば兩者の差等は無い(第五節)。

(二) 給養之有無——禁軍は召募兵であるから給養の有つたこと勿論であるが、郷兵と雖も征途に就く場合は給養を受けたこと、松井等氏の注意された通りである(東亞經濟研究七ノ一王安)。故に此の點より考へても兩者殆んど同一である。

(三) 黥刺之有無——禁軍は顔面に黥の有つたのに對し、

郷兵の大部分は手背に刺して居る。其の場所こそ異なるが何等區別ない。

此の際獨り弓箭社のみ、禁軍と異なるは勿論一般郷兵とも同じからず、依然として自治的兵團として存在した。

故に若し宋代の郷兵を論ぜんとすれば、其の主題は郷兵と禁軍との差異で無く、弓箭社と他の一般郷兵との差異でなくてはならない。今其の相違點を左に掲げて見よう。

(一) 一般郷兵は既に云つた如く、禁軍と同様召募せしものか、然らざれば徵募せしものである。併し弓箭社人は其の様な者ではない。北宋も末期に近付いた宣和七年二月の臣僚の言にも

往年西路提刑梁揚祖奏請勸誘民戶充弓箭社繼下

東路令倣西路例招誘原立法之意不過使鄉民自願

入社者云々

と云つて、飽迄民間自治結社への入社願の形式を存して居る。

(二) 弓箭社人に對し賞罰之法を立て獎勵したことは、幾度も徵證した如く、國初より行はれて居たが、一般郷

兵の如く給養を受けたことは未だ聽かざる所である。

(三) 既に云つた如く、陝西保毅、河北陝西強人砦戸強人弓手、河北河東強壯、河東陝西弓箭手、河北河東陝西義勇、等悉く手背に涅すとあるも、獨り弓箭社人に限り斯る事實なし。

以上述べ終つた所に依り、弓箭社に對する宋朝の政策は、前後兩時期に亙り、第一期は自太宗雍熙三年至神宗熙寧六年、第二期は自神宗熙寧七年至高宗建炎元年、であつて、其の間熙寧六七年比は、其の策の轉換期に當り、之等を悉く保甲化せんとしたが頓挫中止し、前期の策を踏襲して之を再び一般郷兵化せんとしたが遂に終たし得なかつたことを述べ、其の意を盡し得たことと思ふ。更に次節に於て、之が郷兵化政策の失敗は、聽て之を解散の已む無きに至らしめたことを述べる。

## 七、弓箭社郷兵化政略失敗之原因

前記宣和七年臣僚の言は以上を以て終らす

爾奈何邀功生事之人唯以入社之民衆多爲功厚誣

朝而斂怨于民督責州縣急於星火取五等之籍甲乙而次之家至戸到追骨迫脅悉驅之入社更無免者云

々

と續け、弓箭社を一般郷兵同様數多く備へんとする策を捨てず、之は先づ河北西路に始まり東路に及びたりと見えるも、實は其の數東路に於ては二十四萬、中武藝優良の者十一萬と云ふ虚數を奏上し、其の誕謾さは徽宗も灼知し、亦

其所奏二十四萬與十一萬殆虚有名不足以捍賊明矣大抵因緣追擾民不堪其勞則老弱轉徒道路強壯

起爲盜賊此亦致寇之一端也

と云ふに至つては、弓箭社の一般郷兵化策は是に全く失敗し、社人も盜賊化して仕舞つた。

是の如く、弓箭社人を義勇の如き郷兵に組織替へする策は、北宋末南宋始めに至り不成功に終り、禁軍廂軍一般郷兵同様に盜賊化したのであるが、其の原因を訪ねるに、弓箭社の場合には他の諸兵の場合に比して相違が有ると思ふ。斯る點を指摘して見よう。

折々弓箭社の一般郷兵化政略失敗の主因は、一つに政局に在つた宋代政治家の豫測の誤りにある。弓箭社人は雍熙三年結社の際から邊民の驍勇なる者競つて團結したのであり(第五節)。熙寧三年十一月(長編卷二一七)睦市の言にも

令募諸色公人及城隍鄉村百姓有武勇願習弓箭者自爲之社

とある通り、鄉村の良民のみならず、公人に至る迄之に加はり、各々郷閭を守つた者であるから、この間社人の武勇に優つて居たこと敢へて贅言を要しない。此の長所に著眼した宋朝では、之を保甲乃至一般郷兵化せば、著しく效有りと考へたのであらうが、其の後俄然軟化し(第六節)、更に強制調發せんとすれば離散すると云ふ有様になつたのは、社人が良民の聚合であるから之を郷兵に仕立上ぐれば、一層強固な兵團が得られると速断した所に誤謬があつたのである。

支那の如き強固な自治精神の漲つて居る社會に結成された自治組織は、自治團自體が良民より構成されて居れ

ば、一層夫れだけ、之を國家制度化せんとすれば、浮浪の徒の聚團より、其の質の低下する度合が激しい。私が宋朝政治家の豫測の誤りとは、此の點を指したのである。要するに宋代に於て、著しく完備して來た民間の自治組織を國家制度化せんとして失敗に終つたのは、新法失政の一般的意義たること云ふ迄も無いが、弓箭社を一般郷兵化せんとして成らざりし事實は、幾多の同様の諸例中、最も精純な標準型であると云ひ度い。何故ならば、他の一般郷兵は、弓箭社人より超かに劣等であり、新法實施の熙寧時代以前に、既に純然たる自治的兵團の域を脱して居たからである(第五節)。

右の如く弓箭社の一般郷兵化に失敗して後は、之が存存無意味となつたのみならず、寧ろ危險を感じしむる様になつた。即ち熙寧六年十二月一時廢罷の議起つた際に既に懸案となつて居た兵器私有之禁例が再び議に上る様になつた。曩きの宣和七年二月の臣僚の言の續きに

三路保伍之法雖於農隙以講武事然猶事畢則兵器藏於官府今弓箭社一切兵器民皆自藏於家不幾於



借寇哉望階下斷自聖心罷京東弓箭社之名所藏兵器悉送之官使民得免非時追呼……庶幾羣下悚懼不敢妄進曲說以肆其姦實今日先務也詔並依奏

梁揚祖落職兵器並拘入官弓箭社人依已降放散

と云はしめ遂に此の年弓箭社は放散した。九朝編年備考卷第二十九にも、宣和七年春正月罷京東西弓箭社とある。併し建炎以來繫年要錄卷八建炎元年八月己卯之條に、李綱の奏議を掲げ

陝西保甲京東弓箭社免支移折變而官爲教開云云

と云ふ一節が有るから、弓箭社は建炎之初年迄存続したのであらう。

是を以て見れば、弓箭社は北宋太宗雍熙三年(西紀九八六)

より南宋高宗建炎元年(西紀一一二七)迄、約百四十年間程歴史

に現はれて居るが、既に云つた如く民間の些事に關した事故、記録が不備なのであつて、決して此の期間に限り存在したものではない。

## 八、結 語

以上を以て弓箭社に關する私見を述べ了つたから、左に其の結論を掲げて此の小論を結ぶこととする。

唐代より漸く民間に兆して來た庶民の自治的精神は、交誼友好を温める爲めの社交機關となつて具體化した、之即ち社邑である。宋代に這入りては呂氏郷約となり、更に元明時代に及んで居る。亦之が經濟組織の上に顯はれ、勸農組合としては元代之社制となり、商業組合としては行會館公所等となつた。更に之が學制の上に用ひられては書院となつて居る。而して之等に關しては、部分的には既に識者の説破された通りである。

之等と同様な意味に於て、此の精神が軍事警察の制の上に體現しては弓箭社となつた。故に支那近世自治制度發達史上の一例として、此の弓箭社は見逃すことの出來ないものであるが、之は社會の治安維持と云ふ國家としても等閑に附し得ない自治的結社であるから、官府は特に之を國家的制度に改編せんと努めた點が、他の自治的結社と同日に論じ得ない所である。さうして之を國家制度化すること——私は一般郷兵化すと云つた——は、王安

石の様な新法黨のみの意見でなく、之と反對の論者の意見ですらあつたのであるが、此の策が成功しなかつたと云ふ事實は宋朝の國策が支那近世社會の趨勢に逆つて居たことを物語るものである。終りに此の小論を纏めるに當り種々啓發を蒙つた參考書を左に掲げ感謝の意を表する。

那波利貞博士 唐代の社邑に就きて (史林二三ノ二、三、四)。

和田清博士 明の太祖の教育勅語に就いて (白鳥博士還曆記念

東洋史論叢)。

加藤繁博士 唐宋時代の商人組合行に就いて (同右)。

稻葉岩吉博士 支那社會の本質及作用 (東亞經濟研究七ノ一)。